

4月から

「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります

問合先 高齢介護課、地域包括支援センター（☎464・2977）

今後ますます高齢化が進むにつれて、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されます。介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるような地域づくり、また要介護状態にならないような予防の仕組みとして、介護予防・日常生活支援総合事業（以下総合事業）を4月から開始します。



【総合事業の概要】

これまで全国一律実施していた介護予防訪問介護と介護予防通所介護を、総合事業に移行します。

●訪問型サービス

従来の介護予防訪問介護と同等のもののほか、新たに利用料などを市が独自に設定したサービスを追加します。

●通所型サービス

従来の介護予防通所介護と同等のものほか、新たに利用料などを市が独自に設定したサービスを追加します。

これまでと何が変わるの？

現行	→	4月1日以降
介護給付 (要介護1～5)		介護給付 (要介護1～5)
福祉用具貸与 訪問看護 通所リハビリなど	変更なし	予防給付 (要支援1・2)
訪問介護 通所介護	変更あり	総合事業 (要支援1・2、 事業対象者)

【総合事業のサービスを利用できる人】

- 介護保険の要支援1・2の認定を受けた人
- 事業対象者と判定された65歳以上の

【利用するには】

地域包括支援センター、市高齢介護課、担当ケアマネジャーに相談してください。

「基本チェックリスト」（生活機能について調べる25項目の質問）を実施して事業対象者を決定します。

※現在要支援1・2で訪問介護や通所介護を利用している人は、要支援認定更新の際に総合事業に移行します。

※総合事業以外の予防給付を利用する場合は、要介護認定で要支援1・2の認定が必要です。



新しい総合事業のサービス利用の流れ

